

○東大阪都市清掃施設組合職員定数条例

昭和40年11月 8 日

東大阪都市清掃施設組合条例第 5 号

改正 昭和42年 3 月29日条例第 5 号

昭和44年 7 月 4 日条例第 4 号

昭和45年 2 月25日条例第 1 号

昭和46年 2 月25日条例第 1 号

昭和46年 6 月17日条例第 4 号

昭和47年11月25日条例第 1 号

昭和48年12月14日条例第 3 号

昭和49年 8 月19日条例第 1 号

(定義)

第 1 条 この条例で職員とは、本組合の常勤の職員（臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は162人以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和40年10月 4 日から適用する。

附 則（昭和42年 3 月29日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年 7 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年 2 月25日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 2 月25日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 6 月17日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年11月25日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月14日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年 8 月19日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。